

上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘

——「男帝王」と「斯麻」は誰か——

石和田 秀 幸

癸未年八月日十大王年男帝王在意柴沙加宮時斯麻念長奉
遣開中費直穢人今州利一人等所白上同一二百早所此竟

隅田八幡神社人物画像鏡の銘文には、日本語の地名や人名を表記したとされる箇所が数カ所ある。「日十大王」「男帝王」「意柴沙加宮」「斯麻」「開中費直」などである。「斯麻」を「しま」と読む以外は、どれをとつても用字法に難しい問題を抱えており、確定した読みはないと言ってよい。すでに私は旧稿において、「開中費直」の読みについて再考しなければならないことを述べた。今まで「開」と読まれてきた字は「歸」の減画略字「歸」であり、「中」は一音節地名を二文字化するための添詞の用法で不読となり、上字の「歸」の音だけ、「き（乙類）」で読み、「歸中費直」（きのあたひ）とするべきであるという見解を示した。比較的異説の少ない「開中」でさえ、「河内（かふち）」と読むことに問題があったのだ。

小論に対しては国語学・史学の両分野から賛否のご意見をいただいたが、「カイ又はカフ（開の字音）」+「うち（中の字訓）」|| 「かふち」のような音訓交用表記は時代的にはもつと遅れて、六世紀中期以降に現れるものであって、「開中」を「かふち」と読むには無理があるという点において大方の賛意を得ることができた。実際このような流れを作ったのは、埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘である。この鉄剣銘には作製者と思われる「平獲居」をはじめ、「獲加多支鹵」「斯鬼」など多くの人名地名が見られるが、すべて字音仮名を使って表記されている。五世紀の日本ではまだ訓が未成立の段階であったことは、史学においても、国語学においても今や一般的な常識となっており、特に地名・人名などの固有名を字音仮名で読む原則^③を認めてもよいと考える。

それでは、隅田八幡神社人物画像鏡（以下隅田鏡と呼称）の場合

はどつであるうか。今までに提出された多くの読みが、字訓仮名を採用し、音訓交用表記で説明されてきたのではないだろうか。本稿では、異体字にも注意を払いながら、どの字を字音で読むべきか、どの字を正訓字で読むべきかを検討し、上代表記史の中に隅田鏡銘文を正しく位置づけようとするものである。その上で国語学の枠を越えるかもしれないが、鏡銘中の「男弟王」や「斯麻」が誰であったかという謎も解いてみたいと思う。

一 「日十大王年」

まず、十の直前の字がいったい「日(ひ)」なのか、ひらびの「日」なのかで論が分かれている。『古事記』の景行天皇の説話中に「夜には九夜、日は十日を」という表現があるが、この例より日付の部分「日十」を日本語のシNTAXで表記したという説がある。しかしなぜ、銘文中ここだけがそのような語順の入れ替えをしたのか不思議であり、むしろここだけ転倒して書き誤ったと見た方が私には納得が行く。だがこの「大王」の語の直後に「年」字が来ることは等閑視できない。「年」を「ね」と字訓で読んだり、「与」の異体字と見たりする説もあるが、その論拠が曖昧で認められない。私にはここは「大王の年(御代)」と続く文脈が良いと思う。「癸未年」と「大王年」と「年」が二つ重なるが、年号が二つ併記される例が

中国漢代にあると指摘されてもおり、「大王年」で問題はない。「日十」は大王名であり、しかも字音で書かれているはずである。その際「日」を「ひ」や「か」のような字訓表記とする説は排除される。更に「歸中費直(きのあたひ)」の「中」字にはつきりと百済の地名表記(「面中」「八中」「辟中」「弗中」)の影響があることもわかってきたので、いわゆる「百済三書」や「推古遺文」などに見られる用字法で書かれていたと見なければならぬ。その点、ひらびの「日」は次のような百済官人の名に例を見る。

百済遣 中部木笏施徳文次・前部施徳日佐分屋等於筑紫

(欽明紀十五年正月)

この記事は「百済三書」の引用ではないが、直前に百済独特の姓「木笏」や百済の五部制・官位などの表現があり、百済の用字法で書かれたものと判断してかまわない。「日」字は喉音喻母月韻である。八世紀の『肥前国風土記』には「日理(わたり)郷」の「日」のような二合仮名も見えるが、同声同韻の「越」が『万葉集』で「を」の字音を持って読まれており、また『釈日本紀』の秘訓で「日佐」を「ヲサ」と読むなど、「わた」より更に古い字音の「を」で読むことに問題はない。

しかし、一番の難点は「日」が六世紀以降の用例として、「日佐(をさ)」以外の用例を見ないという点にある。「日佐」氏は通訳を

職掌とする氏族とされ、「曰（い）ふを佐（たす）く」のような戲書
的要素を持った特別な用法で命名されたものではなかったかと言わ
れている。字音で「を」を表す字としては、埼玉稲荷山古墳出土鉄
剣銘の「乎獲居」の「乎」字が後の時代にも使用され続け、他にも
「表」「烏」「遠」などの用字が一般的である。「曰」は特殊な用字と
言わざるを得ない。またこの字は既述のように、「曰（ひ）」と紛ら
わしく、混乱の原因にもなっている。そのような字をなぜ字音仮名
で使ったのか、その理由が明確にならなければ、ひらびの「曰」と
判断するわけにはいかないのではないだろうか。

一 なぜ「曰」字なのか

私は結論として、この字がやはりひらびの「曰」字だと考えるも
のだが、以下にそう思う理由を二点述べてみたいと思う。

『新撰姓氏録』山城国皇別の曰佐氏の条には次のような伝承が記
述されている。

紀朝臣同祖、武内宿禰之後也。欽明天皇御世、率同族四人
國民卅五人一歸化。天皇矜其遠來、勅珍勳臣為卅九人之
訳。時人号曰訳氏。男諸石臣。次麻奈臣。是近江国野洲郡
曰佐。山代国相楽郡山村曰佐。大和国添上郡曰佐等祖。
曰佐氏は紀朝臣の同祖ではなく、事實は渡来氏族であると言わ

れるが、その真偽はともかく、曰佐氏が紀氏の同祖であると主張す
る強い結びつきを持つていたという事実注目したい。延暦二十四
年（八〇五）には大和国添上郡の曰佐氏が紀野朝臣の氏姓を賜つて
いる（『日本後紀』）。

隅田八幡神社鏡銘文中で派遣されたのは「開中費直」ではなく、
「歸中費直（きのあたひ）」と見なすべきであり、鏡を大王に献上す
る使者に任命されたこの紀直が、鏡の銘文作成にも参画していたと
考えたい。旧稿で指摘したように、最近出土の木簡で「紀部」を朝
鮮語の訓を使って「耳中部」で表記していたことがわかった。

朝鮮半島との結びつきの強い紀氏は、その一族内部で奈良時代にな
っても独自の用字法を堅持していたものと思われる。「曰佐」とい
う同族を持つ紀氏にとってこそ、「を」の表記は「乎」ではなく、
「曰」がふさわしかったのではなからうか。

二つ目に指摘したいのはその字体である。この字はよく見ると右
上が切れた「曰」のように見える。これは「曰（ひ）」と区別する
ための「曰」の異体字ではなからうか。（資料①）

中国語字の太田辰夫氏は異体字の資料として「唐宋俗字譜」祖堂
集之部^②という書をまとめられたが、この中の「曰」の異体字が隅
田八幡神社鏡の「曰」と類似する。（資料②）『祖堂集』は一二四五
年刊行の初期禅宗史料として貴重なもので、唐五代の中国俗語も見

られると言つが、ここで重要なのはこの本が中国ではなく朝鮮高麗王朝の麗版大藏經の蔵外補版として開版され、今世紀のはじめにその版木が発見されたということである。つまり、この「白」は古く朝鮮半島内で伝えられてきた異体字である可能性を持つ。隅田鏡とは五百年の隔たりを持つものの、偶然の一致というには見過ごせない字である。また、この異体字はわずかながら七世紀初頭の中国の石碑にその実例を見ることが出来る。(資料③)

資料①隅田鏡「日十」字写真

資料②『祖堂集』「日」字



資料③ 桂曇誌(六三二年)



慧静塔銘(六四一年)



以上の例より、右上に切れ目のある筆画の「白」字は、「日(ひ)」と区別するために意図的に使われた異体字であつて、「日十大王」の「日」は古韓音とも言うべき字音仮名によつて「を」と読まれたものと判断する。おそらく「十」も字音で読まれたであらうが、その考察は後述することにし、ここでは次の「男弟王」の解釈へ進む。

三 「男弟王」の読み

「男弟王」の「男」字が異体字であり、「男」以外に「平」「孚」などの異説^⑧を持ち、その解釈は一筋縄では行かないように見える。しかし、「男」「平」「孚」のどれを取つても、「弟」の字訓「おと」と結びつけて、継体天皇を指すとする読み方には、国語学的に少なからず問題があり、認められない。

継体の諱は「男大迹」(『日本書紀』)、「平富杼」(『古事記』)、「平富等」(『釈紀』所引『上宮記』)などすべて共通して「をほど」を表記したものであり、「男弟」や「平弟」は「をあと」としか読めない以上、違つ名前と言わなければならない。これはすでに大野晋氏が岩波日本古典文学大系『日本書紀下』の注で詳しく音韻考証をしており、それに対し国語学的に例証を挙げて反駁した説を見ない。また、「男弟」は字訓による表記、「平弟」は音訓交用表記であり、

前項の「曰十大王」の考証で示したように字訓を使っている点にも無理があつて、この時代の表記として相容れない。

「孚弟」もまた音訓交用表記である。「弟」は略訓仮名というより、二重母音により「ふおと」の「お」音が脱落した訓仮名と見るべきだが、「弟」字を「王」の前に置けば「弟王」という正訓字で読まれてしまう危険性を生じる。継体天皇の更名「彦太尊」の一部分のみを表したとするのも納得できない。「弟」は字首で読むなら『日本書紀』に「で」の例がある。

伊弟氏由介那（出でて行かな） 崇神紀八年条

「孚弟」は字首で「ふで」と読むべきであり、そうなると「彦太尊」の「太」とは結びつかなくなってしまう。結局、「男弟王」は大王名を表記したのではなく、定説のように普通名詞と見て解釈するのが良いのであろうか。しかし私は「男」字には大きな疑問を持つており、他の字であると考ええる。

四 「弟王」の上接字の再検討

次の写真（資料④）を見てもらいたい。これは「男」と見られて来た字であるが、本来下半分は「力」であるはずが、「丿」となっている。また、「田」の第一画の左縦画は決してつながらっていないから、「田」の形を成していない。ここで「男」字を白紙にもどし

資料④ 隅田鏡「男弟」字写真



「弟王」として検討を加えたい。

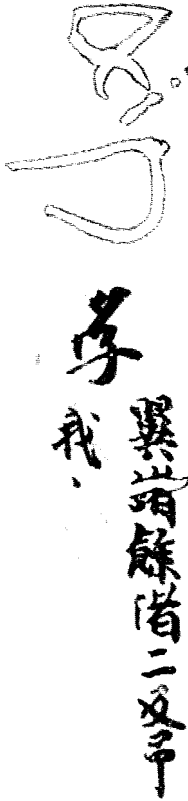
まず、「弟王」が「在・意柴沙加宮・時」という表現と共に現れる意味を考えなければならぬ。「王が 宮に在ます」ではなく、「王が 宮に在ます時」となるのはなぜなのであろうか。それは稲荷山鉄剣銘の「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」から『古事記』の「坐 宮治天下」まで連綿と使われ続けてきたであろう特異な表現と同列のものと思なすべきであり、「意柴沙加宮」は大王の住む宮であり、その宮にいたその「時」こそが大王の治世の時代であると言挙げたものではないだろうか。

そうであれば、「大王」「弟王」を二人の王と分けて考える必要はなく、「曰十大王」と「弟王」は同一人物であり、王統に連な

る第王が「日十」という名の大王となつて、「意柴沙加宮」で政治を執つたものと見ればよい。これは私見が最初とは言えないが、今まで「男第王」を継体天皇と見て「癸未年」を五〇三年とする説や「意柴沙加宮」を「忍坂大中姫」と関連付けて四四三年とする論に阻まれてきたのである。

本稿で再検討したいのは、「第王」の「」字に隠されている真の意味である。この字は春日政治・山尾幸久氏等によつて「孚」とも判読されてきたのだが、前項ですでに「孚」の妥当でないことを論じた。しかし、私はこの字の下半分を「子」と見る点は間違つていなかつたと思う。「子」のような横の一字が突き抜けない例は、隅田鏡の「等(尊?)」の「寸」に見られる。今、この字をトレースした字姿を資料⑤として示す。「子」の字の上に「口」が載つているように見える。私見ではこの字に、もっともよく似た字は空海撰とされる『篆隸万象名義』に見出せる。「子」の上に「夕」

資料⑤ 弟の上字トレース 資料⑥ 『篆隸万象名義』「予」異体字



を載せた字である。(資料⑥)

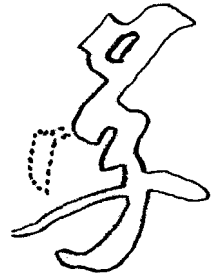
この字は反切から見ても、「予、我」という義注から見ても「予」の異体字であることは明らかである。『篆隸万象名義』の細かい調査を行った白藤禮幸氏も「予」と見ている。私は今まで「男」と思われて来た字について、「予」字説を提案する。現在の研究で『篆隸万象名義』は原本系『玉篇』の原文を忠実に伝えていることが立証され、その『玉篇』は梁の顧野王が大同九年(五四三)に作した古字書であり、六世紀以前の中国南朝の漢字を知るにはもっとも重要な書と言える。そして『玉篇』の中の字が隅田鏡に使われていた可能性は高い。

ただ、この字の下半分が「子」に似ていても、隅田鏡の字は「夕」というよりも「口」に近い。「予」の異体字が「孚」だったのか「孚」だったのか後世の資料からの判断は難しいところだが、原字を探るためにもう一つの資料を紹介したい。(資料⑦)

これは英国図書館が所蔵するスタイン将来の敦煌文献中のS388という整理番号を持ついわゆる「字様」というジャンルに入る字書の一部抜粋である。この書については西原一幸氏の詳しい考証がある。およそ唐代貞観以降の書写とされるが、他にない異体字も多く含まれ、唐以前の六朝の漢字研究

⑥の「予」字拡大トレース

⑦『S388字様』



早豫 象屬也
一日迄様

預安念 亦豫音
並通用

に貴重な資料となる。この中の「豫」が「予」の同字とされていることは言うまでもない。その下には「預」や「念」が続き、すべて「豫」音を持つと注記されている。しかし、「豫」の上の字「早」には「豫」の音はない。これはこの本に数多く見られる誤写の一つであり、この字は「子」の上に「口」が付いた異体の「予」字を書き誤ったものである。また、『新撰字鏡』巻12には「多」を「多」とした異字体があり、「タ」と「口」の通用が確認できる。これらの資料によって、「予」の異体字の一つに確かに「予」の形があつたことが推測できる。

五 「斯麻」は誰か

以上の異体字の検証によつて、「弟王」は「予弟王」であつた

上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘

ことがわかつたと思うが、これは字音仮名では読めず、正字で読むしかなく、「吾が弟の王」の意となる。そのことにより、鏡の銘文の前半部は次のように解釈される。

「癸未年（五〇三年）八月、日十大王の御代、予（私）の弟王が意柴沙加宮で天下を治めています時、（私）斯麻が（王に逆心なく）長く奉えまつることを約束し、歸中費直と朝鮮穢族の人、名は今州利の二人を遣わし（この鏡を奉呈します）」。

これで「斯麻」が誰かが明らかになつたことになる。「日十大王」の「日」は「を」と読むべきであることはすでに述べたが、五世紀から六世紀初頭にかけて、「を」を名前の一部に持つた天皇は複数見える。しかし、「斯麻」という兄がいる天皇は一人しかいない。「島郎」（しまのら）、「島稚子」（しまのわら）と呼ばれた兄を持ち、「弘計」（やけ）（「袁祁」）の王名で呼ばれた顕宗天皇である。「十」は「弘計」の「計」の省文であるといつのはすでに先学の指摘があり、改めて説明の必要もないかもしれない。「銅」が「同」へ「鏡」が「竟」になつたように「計」も「言」を除いて「十」に省筆されたものであろう。「十」に「け」の字音がないのが少し不審ではあるが、高麗時代の口訣に「十」が見られ、それを「け」に近い音で読んだといふ説もある。これは憶測に過ぎないが、古代朝鮮にも「十」に「け」の読みがあつたのかもしれない。

さて、「斯麻」という人物は顕宗天皇に続いて天皇となり、億計王（仁賢天皇）となるのだが、鏡銘の「癸未」が五〇三年であれば、この時まで顕宗天皇時代が続いていたことになり、『日本書紀』の歴代天皇の紀年と大きくずれることになる。そのずれを説明する成案もあるが、すでに紙数の余裕はなく、また表題の「上代表記史」の枠を越えてしまいそうである。論を組み立てるのに旧稿によっている所もあり、不明な点も多かったことを恐れ恥じる。賢明なる大方のご叱正を請う次第である。

注

- ① 小稿「隅田八幡神社鏡銘文」開中「字の再検討」―耳中部「木簡出土の意義」(『千葉史学』三十六号、二〇〇〇年)
- ② 東野治之「日本語論―漢字・漢文の受容と展開」(『長屋王木簡の研究』、一九九六年、初出は『新版古代の日本』①一九九三年)・沖森卓也「日本古代の表記と文体」(第一章第一節「日本語表記の黎明、二〇〇〇年」)などに詳述されている。
- ③ ただ「乎獲居臣」の「臣」字は「巨」「直」の異説を持つが、もし「臣」と見ても、固有名詞の範疇に入らない。「費直」は古代朝鮮で使われたものと見る説があるが、「臣」も朝鮮半島経由のものではないか。例えば新羅「蔚州川前里書石」原銘(五二五)・追銘(五三九)の「作功臣」「臣」のように職名の一部に使われている。ただ、今は未詳とする。

④ 角林文雄『日本古代の政治と経済』第一章第四節、一九八九年。

⑤ 注①小稿「南齊書」四九〇年・四九五年の百済上表文には、「一中」型の地名が見られ、私見では隅田鏡の「歸中費直」の「中」はその用法の影響を直接受けたものと考えられる。その点、鏡銘冒頭の「癸未年」は、百済上表文作成時に近い五〇三年と見るべきである。

⑥ 注①小稿

⑦ 太田辰夫「唐宋俗字譜 祖堂集之部」一九八二年。

⑧ 坂元義種「隅田八幡神社の人物画像鏡」―とくに銘字を中心として「ゼミナル」日本古代史下、一九八〇年」に詳述。

⑨ 注②沖森著書8頁

⑩ 高口啓三「隅田八幡画像鏡銘文の解釈」(『古代字研究』百二十五号、一九九六年)に指摘がある。

⑪ 白藤禮幸「掲出字索引」(『高山寺古辞書資料第一』、一九七七年)この字の左側にある点は誤って付けたものか判断しかねるが、白藤氏はこの点を掲出字では除いて表記している。

⑫ 大友信一・西原一幸『唐代字様』二種の研究と索引、一九八四年

⑬ 注②沖森著書10頁、森幸一「隅田八幡神社蔵人物画像鏡判読新考」(『専修史学』十二号、一九八〇年)など

⑭ 韓国、白斗鉉「高麗本華嚴經の(の)口訣字」十『에관고찰』(に関する考察)(『國語史外』)「借字表記」、一九九五年)

(付記) 玉村先生の高意は計り知れない。研究から長く離れていた私に、発表の場を与えていただいたことなど、いくら感謝してもしすぎることはない。また、今回も隅田八幡神社の宮司寺本嘉幸氏には人物画像鏡の写真掲載の許可をいただき、そのご厚情に対して伏して深甚の感謝を述べらる。